

●香川県監査委員公表第32号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があつたので、次のとおり公表する。

令和元年12月6日

香川県監査委員 三 谷 和 夫
同 大 西 均
同 高 田 良 徳
同 新 田 耕 造

1 監査対象部局 人事委員会事務局

2 監査対象年度 平成30年度

3 措置の状況

監査の結果（対象機関）		措 置 の 状 況
指導注意事項	ア 支出について 自家用車での出張において、おおむね通勤経路を通行していないにもかかわらず、通勤調整をしていた。また、自家用車公務使用申請書も出ていなかった。	ア 支出について 通勤調整により未払いとなっていた旅費については、直ちに追給を行った。また、自家用車公務使用申請書の提出を確認してから旅費システムの承認をするよう改善した。